

防衛省訓令第75号

駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令

改正 平成24年3月31日省訓第14号
平成26年3月31日省訓第22号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年3月31日省訓第36号
平成31年4月26日省訓第23号
令和2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 引渡し

第1節 返還財産の受領、引渡し及び保存（第4条
－第9条）

第 2 節 引渡しに係る財産の判定（第 1 0 条－第 1
2 条）

第 3 章 返還された土地に所在する国有財産の処理等

第 1 節 国有財産の利用あっせん（第 1 3 条－第 1
8 条）

第 2 節 国有財産の取壊条件付売払い等（第 1 9 条
－第 3 2 条）

第 4 章 損失補償及び利得求償の手續（第 3 3 条－第
4 1 条）

第 5 章 雑則（第 4 2 条－第 4 5 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づき日本国にある軍隊（以下
「駐留軍」という。）の用に供するため使用している
財産が返還されたとき、当該財産の引渡し、返還後の
処理並びに損失の補償及び利得の求償等については、

この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用 国が土地等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）に規定する土地等をいう。以下同じ。）を駐留軍の用に供するため、契約により民公有（国以外の者の所有をいう。以下同じ。）の土地等を賃（転）借することをいう。
- (2) 返還 使用している土地等（以下「使用財産」という。）を、駐留軍が文書をもって日本国政府に返還することをいう。
- (3) 引渡し 返還された土地等（以下「返還財産」という。）を、国が財産の賃（転）貸人（以

下「受領権者」という。)に引き渡すことをいう。

(4) 利用あっせん 返還された土地に所在する国有財産の利用を所轄財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)へあっせんすることをいう。

(5) 国有財産 防衛省所管国有財産(普通財産)の取扱いに関する訓令(平成19年防衛省訓令第78号)第10条に規定する引継不相当財産をいう。

(6) 関係人 駐留軍から返還された土地について賃借権、地上権、入会権又は永小作権を有する者をいう。

(7) 取壊条件付売払い 国有財産の所在する土地の原状回復のために、その国有財産を取り壊すことを条件として売却することをいう。

(8) 取壊工事 国有財産の所在する土地の原状回復のために、その国有財産を取り壊すことをい

う（取壊条件付売払いの場合において国有財産
を取り壊すこと（以下「条件工事」という。）
を除く。）。

（返還後の処理）

第3条 この訓令において「返還後の処理」とは、次の
各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛
支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）
が実施する土壌汚染の処理及び実弾、演習弾
その他の危険物の処理（以下「土壌汚染等処理
」という。）
- （2） 地方防衛局長等が実施する軍用側線の軌条、
枕木等の撤去工事及び軍用側線用地の原形復旧
- （3） 地方防衛局長等が実施する取壊条件付売払い
及び取壊工事（以下「取壊条件付売払い等」と
いう。）
- （4） 地方防衛局長等が実施する国有財産の利用あ
っせん

第 2 章 引渡し

第 1 節 返還財産の受領、引渡し及び保存

(返還合意後の調査)

第 4 条 地方防衛局長等は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 25 条に規定する合同委員会において土地の返還が合意されたときは、速やかに次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

(1) 国有財産の現状を確認し、その種目、構造、数量等を確認する調査

(2) 土壌汚染の蓋然性並びに実弾、演習弾その他の危険物の有無についての資料等調査及び聞き取り調査等

(返還財産の受領)

第 5 条 地方防衛局長等は、駐留軍から使用財産の返還通知を受けたときは、駐留軍側責任者の立会いの下にその現状を確認の後受領するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の受領が完了したときは、遅滞なく返還後の処理を実施しなければならない。

(引渡しのお知らせ)

第6条 地方防衛局長等は、返還財産について遅滞なく当該財産の引渡期日を定め、別記第1号様式による財産引渡通知書をもって受領権者に通知するものとする。

2 前項の通知は、受領権者の住所若しくは居所又は所在が不明なときは、公告するものとする。

3 前項の場合においては、最後に公告した日から2週間を経過した日に受領権者に通知があったものとする。

4 地方防衛局長等は、返還後の処理を行う必要がある場合、その処理を実施するために必要となる土地については、当該処理の完了後に引き渡すものとする。ただし、受領権者との合意により、その完了前に引き渡すこととなった場合は、この限りでない。

5 地方防衛局長等は、前項の場合においては、別記第2号様式による土地引渡保留通知書を受領権者に通知し、その後、引渡日が確定したときには別記第3号様

式による土地引渡通知書をもって受領権者に通知するものとする。

6 地方防衛局長等は、第1項の規定による財産返還通知書及び第5項の規定による土地引渡通知書を通知する場合、別記第4号様式による財産引渡期日延期申出書を添付しなければならない。

7 地方防衛局長等は、受領権者から財産引渡期日延期申出書を受理した場合において正当の事由があると認めるときは、別記第5号様式による財産引渡期日延期同意書により通知するものとし、正当の事由がないと認めるときは、その旨を受領権者に通知するものとする。

(返還財産の引渡し)

第7条 地方防衛局長等は、返還財産を前条第1項に規定する財産引渡通知書及び前条第5項の規定による土地引渡通知書で指定した日又は前条第7項の規定による財産引渡延期同意書で同意した日に受領権者及び関係人立会いの上引き渡し、受領権者から別記第6号様

式による返還財産受領書を徴しなければならない。ただし、引渡しの際返還された国有又は所有者不明の動産は別に定める方法により処理するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の引渡しをする場合は、遅滞なく別記第7号様式による返還財産引渡調書（以下「引渡調書」という。）を作成し、受領権者及び立会人とともに記名の上、各自保有するものとする。ただし、当該財産の規模及び使用開始時と返還時の異動状況によって引渡調書の作成が著しく遅延すると認めるものその他必要と認めるものについては、遅滞なく別記第8号様式による返還財産現状確認調書（以下「現状確認調書」という。）を作成し、受領権者及び立会人とともに記名の上、各自保有するものとする。

3 地方防衛局長等は、前項ただし書により現状確認調書を作成する際、受領権者と意見の合致しない事項があるときは、当該財産の現状確認調書の記名の日から10日以内に受領権者から返還財産引渡時における現状確認についての異議申告書を提出させ現状確認調書

に意見の相違を記載して一括保管するものとする。

4 地方防衛局長等は、第2項ただし書により現状確認調書を作成した場合は、遅滞なく同調書に基づき引渡調書を作成し、受領権者及び立会人とともに記名の上、各自保有するものとする。

5 地方防衛局長等は、返還財産が使用開始時と返還時の状況に異動なく、かつ、受領権者がその旨を確認した場合は、第2項の規定にかかわらず引渡調書の作成に代えて別記第9号様式による無償同意書を受領権者から提出させることができる。ただし、返還財産について、地方防衛局長等が土壌汚染等処理を実施したときは、引渡調書の作成を併せて行うものとする。

(返還財産の保存)

第8条 地方防衛局長等は、返還財産の原状回復を国において実施する場合を除き、当該財産を受領権者に引き渡すまでの間、その現状において維持保存するものとする。

(返還財産の保存費用)

第9条 返還財産の返還日以降における当該財産の維持
保存に要する費用は、受領権者の負担とするものとする。

2 当該財産の受領権者の住所若しくは居所又は所在が不明のため引渡日において引渡しをすることができないときの引渡日は、第6条第3項により定めた日とするものとする。

第2節 引渡しに係る財産の判定

(判定内容及び手続)

第10条 地方防衛局長等は、返還財産を受領権者に引き渡すときは、当該財産の全般にわたり調査し、使用期間中にその形質を変更している箇所及びその原因につき確認するとともにその異動箇所を現状のまま使用すべきものとして引き渡すものとするか、原状回復を要すべきものとして引き渡すものとするかの判定を行うものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の引渡方法を判定する際には、返還財産の立地条件、使用前及び返還後の用途又

は異動状況及びその原因等を考慮するものとする。

- 3 第1項の判定に当たっては、地方防衛局長等は、必ず受領権者の意見を徴し、必要あるときは防衛施設地方審議会に諮問（地方防衛支局の事務に係る諮問は各地方防衛局長が行う。第37条において同じ。）し、又は関係行政機関と協議の上その理由を明らかにしてその処置を決定しなければならない。

（現状引渡）

- 第11条 地方防衛局長等は、前条において土地、建物、工作物を現状のまま使用すべきものとして引き渡すものとした場合は、国の責めに帰すべき理由がある瑕疵があるかどうか又は当該財産の立地条件、使用目的及び利用程度等からみてその利用価値があるかどうかを判定するものとする。

（原状回復）

- 第12条 地方防衛局長等は、第10条において土地、建物、工作物を、原状回復を要するものとして引き渡すものとした場合、原状回復の方法として除去財産の

復旧、損壊部分の補修及び付加財産の撤去の区分のいずれによるかを判定するものとする。

第3章 返還された土地に所在する国有財産の処理等

第1節 国有財産の利用あっせん

(利用あっせんのための調査)

第13条 地方防衛局長等は、駐留軍から国有財産が所在する土地の返還の通知があったときは、遅滞なく、国有財産の現状及び数量を確認するとともに、土地所有者に別記第10号様式による国有財産利用調査書を、関係人に別記第11号様式による国有財産利用調査書を、それぞれ送付し、土地所有者及び関係人（以下「土地所有者等」という。）から別記第12号様式による国有財産利用調査回答書を取り付けるものとする。

2 地方防衛局長等は、国有財産が境界の不明確な土地に所在する等の理由により前項に定める国有財産利用調査書を土地所有者等に個々に送付することが困難であるときは、適当と認める方法により土地所有者等の

代表者等に対し、国有財産の利用調査（以下「調査」という。）を行うことができるものとし、国有財産利用調査回答書に準ずる回答書を取り付けるものとする。

- 3 地方防衛局長等は、耐用年数を経過し、現状のままでは明らかに利用価値のない国有財産又は土地区画整理事業施工地区内にある国有財産その他返還後当然撤去を必要とする国有財産については、調査を省略するものとする。

（第三者に対する調査）

第14条 地方防衛局長等は、調査の結果、土地所有者等において国有財産の利用の希望がなく、かつ、国が第三者に当該地上の国有財産の利用をさせることについて土地所有者等において異存のないことが判明したときは、別記第13号様式による国有財産の利用あっせん公告を行い、これにより第三者から国有財産の利用あっせんの申出があったときは、別記第14号様式による利用あっせん申請書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長等は、土地所有者等から特定の第三者

以外には当該財産の所在する土地を利用させない旨の回答があったとき、又は国有財産の性質上その用途が限定されており特定の第三者以外にはその国有財産の利用ができないと認めるときは、前項の規定による公告を行うことなく、別記第15号様式による国有財産利用調査書を当該第三者に送付し、国有財産利用調査回答書に準ずる回答書を取り付けるものとする。

(利用あっせん手続)

第15条 地方防衛局長等は、土地所有者等又は第三者から国有財産の利用あっせんの申出があったときは、土地所有者等又は第三者から提出された国有財産利用調査回答書、これに準ずる回答書又は利用あっせん申請書を添付して、別記第16号様式による国有財産利用あっせん書をもって所轄財務局長に利用あっせんするものとする。

2 地方防衛局長等は、関係人又は第三者による国有財産の利用について所轄財務局長へあっせんするときは、当該関係人には土地所有者の別記第17号様式による

同意書を、第三者には土地所有者等の当該同意書を、それぞれ提出させ、前項の規定による国有財産利用調査回答書、これに準ずる回答書又は利用あっせん申請書に添付するものとする。

- 3 関係人又は第三者において、時日の切迫その他やむを得ない事情により、前項の規定による同意書を提出できないときは、地方防衛局長等は、国有財産利用あっせん書にその旨を付記し、当該土地の権利関係等について知り得た事項は、参考資料を添えて所轄財務局長に利用あっせんするものとする。

(利用あっせんが成立しなかった場合の措置)

第16条 地方防衛局長等は、利用あっせんした国有財産につき、所轄財務局長から引き受けない旨の通知を受けたとき、又は返還日後30日を経ても所轄財務局長からその結果について通知がない場合で利用あっせんが成立しないと認めるときは、遅滞なく、当該国有財産の取壊条件付売払い等に着手しなければならない。ただし、当該国有財産の取壊条件付売払い等が社会経

済上著しく不利益であると認められるときは、その処理について地方協力局長に協議するものとする。

(返還日後30日を経過した場合の措置)

第17条 地方防衛局長等は、利用あっせんした国有財産につき、返還後30日を経ても所轄財務局長からその結果について通知がない場合で所轄財務局長と利用希望者との間の交渉の経緯からみて利用あっせんが成立すると認められるときは、その処理について地方協力局長に協議するものとする。

(国有財産利用あっせん状況の報告)

第18条 地方防衛局長等は、国有財産の利用につき、あっせんが終了したときはその結果を別記第18号様式による国有財産利用あっせん報告書により遅滞なく地方協力局長に報告するものとする。

第2節 国有財産の取壊条件付売却等

(返還予定の国有財産の調査)

第19条 地方防衛局長等は、駐留軍から国有財産が所在する土地の返還の通知があったときは、遅滞なく、

第4条第1号の規定による調査を基に、入札の公告日までに、取壊条件付売払い等に必要な資料を整備するものとする。

(取壊条件付売払い等の方法)

第20条 地方防衛局長等は、取壊条件付売払い又は取壊工事のうち、相当と認める方法により実施するものとする。

(取壊工事の実施)

第21条 地方防衛局長等は、取壊工事を実施するときは、整備計画局長が定めるところによるものとする。

(取壊条件付売払いに係る予定価格の算定)

第22条 地方防衛局長等は、第19条の規定により整備した資料を基に、仕様書、設計書等を作成し、別に定めるところにより取壊条件付売払いに係る予定価格を算定するものとする。

(取壊条件付売払いの公告)

第23条 取壊条件付売払いに係る予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第74条の規定による

公告は、別記第19号様式による国有財産取壊条件付
売払公告によるものとする。

(契約の締結及び報告)

第24条 地方防衛局長等は、買受人が決定したときは、
別記第20号様式による財産売買契約書をもって契約
を締結するとともに、直ちに買受人から別記第21号
様式による工事工程表及び別記第22号様式による現
場代理人指名通知書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の契約を締結したときは、
入札状況報告書、財産売買契約書の写し、仕様書及び
工事工程表の写しを地方協力局長に提出するものとし
る。

(工事着工届)

第25条 地方防衛局長等は、条件工事に着手したとき
は、直ちに別記第23号様式による工事着工届を提出
させるものとする。

(工事の監督)

第26条 地方防衛局長等は、担当職員に、条件工事の

監督を命ずるものとする。

2 前項の規定により条件工事の監督を命ぜられた職員（以下「工事監督員」という。）は、財産売買契約書、図面、仕様書及び工事工程表に定めるところにより、買受人又はその現場代理人を監督するものとする。

（関係書類の整備）

第27条 地方防衛局長等は、条件工事の着手から完成までの間、別記第24号様式による工事日誌を整備しておくものとする。

（設計変更）

第28条 地方防衛局長等は、条件工事を実施するに当たり、現地の状況に適合しないため又は天災地変等により工期内に条件工事を完成することができないため、設計変更の必要があるときは、当該工事に使用し得る予算の範囲内において設計変更を行うことができるものとする。

（工事の完成検査）

第29条 地方防衛局長等は、条件工事の完成前に工事

監督員以外の担当職員に命じて、完成の現場確認を行わせるものとする。

(条件工事の完成報告)

第30条 地方防衛局長等は、条件工事が完成したときは、直ちに買受人から別記第25号様式による工事完成届を提出させるものとする。

2 前項の工事完成届を受理したときは、前条の規定により条件工事の完成の現場確認を命ぜられた職員（以下「工事検査員」という。）は、工事監督員立会いの下に条件工事の完成の現場を確認し、条件工事が適正に実施されていると認めたときは、別記第26号様式による完成検査調査書及び別記第27号様式による完成検査報告書を作成し、地方防衛局長等に提出するものとする。

(取壊条件付売払いの完成報告)

第31条 地方防衛局長等は、前条第2項の規定による完成検査報告書の提出を受けたときは、別記第28号様式による工事完成報告書を作成し、前条第2項の規

定による完成検査報告書等の写しを添付の上、地方協力局長に提出するものとする。

(遅延賠償金)

第32条 取壊工事等の遅延による遅延賠償金は、その遅延日数1日につき、土地賃借料算定の例により算定した賃借料相当額の日額を超える額で地方防衛局長等が決定するものとする。

第4章 損失補償及び利得求償の手続

(申請書の提出)

第33条 地方防衛局長等は、受領権者から次の各号に掲げる費用について請求があった場合には、それぞれ各号に掲げる申請書を提出させるものとする。

(1) 使用開始時の状況に回復するために必要な返還時における費用相当額(以下「原状回復費」という。)については、別記第29号様式による原状回復費申請書

(2) 駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱
(昭和27年7月4日閣議了解。以下「要綱」)

という。) 第 36 条に定める復帰移転費については、別記第 30 号様式による復帰移転旅費申請書及び別記第 31 号様式による動産復帰移転費申請書

(3) 要綱第 37 条に定める管理費については、別記第 32 号様式による管理費申請書

(4) 駐留軍の使用により形質が変更されているため各受領権者に引き渡すべき土地の境界が不明になっているもの(返還時において、都市計画事業、区画整理事業その他の公共事業の計画実施区域として指定されている土地は除く。)の境界設定に要する費用(以下「境界設定費」という。)については、別記第 33 号様式による境界設定費支払申請書

(5) 返還後の処理を実施したとき、その処理期間中の土地の使用不能による損失に対する補償(沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成 7 年法

律第102号。以下「駐留軍用地跡地利用特別措置法」という。)第11条第1項の規定が適用される場合を除く。以下「特別管理費」という。)については、別記第34号様式による特別管理費申請書

(6) 駐留軍用地跡地利用特別措置法第11条第1項の規定が適用される場合における同項の補償金(以下「支障除去期間補償金」という。)については、別記第34号の2様式による支障除去期間補償金申請書

2 前項第2号における復帰移転旅費申請書については、返還された建物の引渡期日以後1年以内に提出させるものとする。

(申請等の委任等)

第34条 地方防衛局長等は、前条第1項第4号の規定により境界設定費支払申請書を提出させる場合において、関係土地所有者が2人以上あるときは、境界設定に必要な費用の支払申請、請求、受領その他これに関

する一切の行為（以下この条において「境界設定費支払申請等」という。）につき関係土地所有者の委任を受けた代表者を選定させるものとする。この場合において、返還となった一団の土地に国有又は公有の土地が介在するとき、関係土地所有者間において適当な代表者を選定することが困難なとき、又は境界設定費支払申請等を地方公共団体の長に委任することが適切であると地方防衛局長等が認めるときは、当該土地の所在する地方公共団体の長を代理人として選定させるものとする。

- 2 前条第1項第4号の規定により境界設定費支払申請書を提出させる場合において、関係土地所有者のうち、居所又は所在が不明な所有者があるときは、当該所有者の土地の所在する地方公共団体の長に、当該所有者に係る申請を依頼するものとする。

（補償額の決定）

第35条 地方防衛局長等は、第33条の規定により申請書を提出させたときは、それぞれ各号に定めるところ

ろにより補償調書等を作成し、損失補償額を決定するものとする。

- (1) 原状回復費については、別記第35号様式による返還財産評価調書
- (2) 復帰移転費については、別記第36号様式による復帰移転旅費補償調書及び別記第37号様式による動産復帰移転費補償調書（返還された建物が住宅以外の建物である場合にあっては、別記第38号様式による動産復帰移転費補償調書）
- (3) 管理費については、別記第39号様式による管理費補償調書
- (4) 境界設定費については、別記第40号様式による境界設定費補償調書
- (5) 特別管理費については、別記第41号様式による特別管理費補償調書
- (6) 支障除去期間補償金については、別記第41号の2様式による支障除去期間補償金調書

2 前項の規定による損失補償額の算定は、別に定めるところによるものとする。

(利得求償額の決定)

第36条 地方防衛局長等は、受領権者から原状回復費の請求がない場合においても返還財産評価調書を作成するものとし、当該評価調書及び前条第1項第1号により作成した返還財産評価調書において、返還時価格と発生材価格との合計額が原状回復費、使用開始時価格、補修費及び動産の損失額の合計額を超えるときは、利得求償額を決定するものとする。

(地方審議会への諮問)

第37条 地方防衛局長等は、前2条の決定を行うに際し必要と認めるときは、防衛施設地方審議会に諮問するものとする。

(損失補償及び利得求償に関する協議)

第38条 地方防衛局長等は、本章に定める損失補償及び利得求償について地方協力局長が個別に指定した事案の処理については、その決定又は防衛施設地方審議

会に諮問する前に地方協力局長に協議しなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、前項により協議するときは、評価調書案又は補償調書案に係る書類を添えて協議を行うものとする。

(防衛施設地方審議会の答申の処理)

第39条 地方防衛局長等は、防衛施設地方審議会が前条による地方協力局長の同意した評価調書案と異なる答申をしたときは、関係書類に地方防衛局長等の意見を付して防衛大臣に送付し、指示を受けなければならない。

(通知並びに同意書の取付け及び契約の締結)

第40条 地方防衛局長等は、損失補償額及び利得求償額を決定したときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 損失補償額(特別管理費は除く。)については、別記第42号様式による損失補償額決定通知書又は別記第43号様式による返還財産評価

通知書を申請者に通知し、別記第44号様式による補償額同意書及び別記第45号様式による返還財産評価同意書を徴しなければならない。

(2) 特別管理費については、別記第42号様式による損失補償額決定通知書により申請者に通知し、別記第46号様式による特別管理費補償契約書により契約を締結するものとする。

(3) 支障除去期間補償金については、別記第46号の2様式による補償額決定通知書により申請者に通知するものとする。

(4) 利得求償額については、別記第47号様式による返還財産求償額決定通知書により受領権者に通知し、別記第48号様式による返還財産求償額同意書を徴しなければならない。

2 地方防衛局長等は、利得求償額を徴収する場合において必要と認めるときは、その徴収が終わるまで当該引渡財産に抵当権を設定することができるものとする。

(異議のある場合の処置)

第41条 地方防衛局長等は、申請者又は受領権者（以下「申請者等」という。）から損失補償額又は利得求償額に異議があつて、前条の同意をしない場合又は契約を締結しない場合で、当該損失補償額又は当該利得求償額が地方防衛局長等限りで決定したものであるときは、関係書類に申請者等の希望条件及び地方防衛局長等の意見を付して地方協力局長に協議しなければならない。

2 地方防衛局長等は、前条又は前項により決定された損失補償額又は利得求償額に申請者等が同意しないときは、必要に応じて申請者等から別記第49号様式による損失補償額（利得求償額）再審査要求書を提出させるものとする。

3 地方防衛局長等は、前項の規定による返還財産損失補償額（利得求償額）再審査要求書を受理したときは、書類審査又は現地調査を行い、損失補償額又は利得求償額に修正の必要を認めるときは意見を付して、返還財産損失補償額（利得求償額）再審査要求書を引渡調

書、評価調書等関係書類の写しとともに防衛大臣に送付しなければならない。

4 防衛大臣は、前項の規定による返還財産損失補償額（利得求償額）再審査要求書等を受理したときは、その内容を審査し、損失補償額又は利得求償額を決定し、地方防衛局長等に通知するものとする。

5 地方防衛局長等は、前項の通知を受けたときは、前条に定めるところに準じて処理しなければならない。

第5章 雑則

（被害立木竹の処理）

第42条 使用財産の返還に伴う被害立木竹の処理については、土地等の中間補償の処理の例による。この場合における被害立木竹の評価時は返還日とするものとする。

（過払賃借料等の返納）

第43条 この訓令による補償金の支払いの際、当該財産に対する賃借料に過払金があるときは、これを返納させなければならない。

(協議)

第44条 地方防衛局長等は、返還財産の処理が特殊異例にわたるものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

(委任規定)

第45条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日省訓第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく返還の見通しの通知及び返還実施計画の策定に関する訓令第2章及び第3章の規定により行われた手続は、この訓令による改正後の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効

かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく返還実施計画の策定等に関する訓令第4章及び第2章の規定により行われたものとみなす。

3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「旧法」という。）第104条第1項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による廃止前の沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

4 旧法第104条第1項の特定跡地給付金の支給については、この訓令による改正前の防衛省における駐留軍の施設の取得等に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第36号)

1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

財 産 引 渡 通 知 書

貴殿との賃（転）貸借契約を下記のとおり、解除します。
なお、当該財産の受領及び確認のため、下記引渡期日に立会い願います。

記

F A C N o .		契約番号	
返還財産の所在地			
返還財産 の表示	土 地		
	建 物		
	工 作 物		
	動 産		
契約解除年月日		引渡年月日時	
引 渡 場 所			
引渡担当者官職氏名			
注意事項： 1 財産の受領及び確認のため代理人を立ち合わせるときは、委任状を持 参願います。 2 上記引渡期日に立ち会うことができないときは、同日の5日前までに 当局に別添の財産引渡期日延期申出書を提出願います。 なお、引渡期日を延期した場合の上記引渡期日後の管理費用及び当局の 責めに帰することができない理由による危険は、貴殿の負担とします。			

添付書類：財産引渡期日延期申出書

別記第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

土地引渡保留通知書

令和 年 月 日付け 号により、貴殿との賃
（転）貸借契約を解除し引き渡す旨通知しました下記土地については、賃（転）貸
借契約は解除しますが、下記の理由によりその引渡しを保留することとします。

なお、当該土地の引渡確定期日は、追って通知するとともに、引渡し保留期間中
の使用不能による損失の補償については、別途措置します。

記

- 1 土地所在地：
- 2 契約数量：
- 3 引渡しを保留する数量：
- 4 引渡しを保留する理由：

別記第3号様式（第6条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

土 地 引 渡 通 知 書

令和 年 月 日付け 号により引渡しを保留していた土地については、下記日時に引き渡しますから、立会いの上受領方お願いします。

なお、受領に際しては、別添の返還財産受領書を提出して下さい。

また、引渡しを保留した土地の使用不能による損失については、別途申請の手続をお執り下さい。

記

- 1 土地所在地：
- 2 引渡数量：
- 3 引渡日時：令和 年 月 日 時

添付書類：1 返還財産受領書
2 財産引渡期日延期申出書

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

受領権者
住 所
氏 名

財産引渡期日延期申出書

令和 年 月 日付け 号により貴局から通知のあった財産
の引渡期日は、下記のとおり延期願いたい。

なお、指定引渡期日後の管理費用及び貴局の責めに帰することができない理由による危険は、当方で負担する。

記

- 1 財産所在地：
- 2 指定引渡期日：
- 3 希望引渡期日：
- 4 延期申出の理由：

別記第5号様式（第6条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長

防衛支局長

財 産 引 渡 期 日 延 期 同 意 書

令和 年 月 日申出があった財産の引渡期日の延期については、申出のとおり同意します。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

受領権者
住 所
氏 名

返 還 財 産 受 領 書

令和 年 月 日私が権利を有する下記財産を現状のままで受領した。
記

F A C N o .		契 約 番 号	
返 還 財 産 の 所 在 地			
返 還 財 産 の 表 示	土 地		
	建 物		
	工 作 物		
	動 産		
契 約 解 除 年 月 日			
受 領 の 場 所			
貴 局 引 渡 担 当 者 官 職 氏 名			
当 方 受 領 担 当 者 氏 名			

別記第7号様式（第7条関係）

令和 年 月 日
防衛局長
防衛支局長

返還財産賃（転）借人

氏名

返還財産賃（転）貸人

返還財産調書作成者 防衛局 課 氏名
防衛支局

立 会 人 住所 氏名

返 還 財 産 引 渡 調 書

令和 年 月 日授受を完了した下記財産の異動箇所等の状況及び異動箇所等の判定は、別紙のとおりであることを賃（転）貸人及び賃（転）借人の双方が確認し異議はない。

記

F A C N o .		契 約 番 号						
使用開始年月日		返 還 年 月 日						
返還財産の名称		調 査 年 月 日						
使用 前 用 途		使 用 中 用 途						
所 在 地								
受領権者住所 氏名								
土 地	使 用 開 始 時			返 還 時				
	地目	地 番	地 積	地目	地 番	地 積		
建 物 及 び 工 作 物	使 用 開 始 時			返 還 時				
	名称	構造	棟数	延べ面積	名称	構造	棟数	延べ面積
動 産 使用開始時：		外 点	返還時：		外 点			

添付書類：

別紙1 返還財産異動状況明細書（土地、建物、工作物等）

別紙2 返還財産異動状況明細書（動産）

図 面 使用開始時の配置図及び平面図に異動箇所を明示した図面。必要ある場合、立面図及び重要な箇所の断面図

記載要領：

改造工事があるものにあつては、改造工事設計書に基づき、工事監督員、工事施工業者、使用中の当該財産管理人、当該使用財産の受領権者等から意見を聴取し、工事の内容及び時期等を調査すること。

返還財産異動状況明細書（土地、建物、工作物等）

整理番号		名称		
使用前用途		竣工年月日		
使用中用途		経過年数		
返還後用途		耐用年数		
		将来耐用年数		
異 動 箇 所 名				
番 号				
使用開始時における形質				
返還時における形質				
異動箇所についての判定	現状引渡箇所	地形の変更	使用価値率	
			瑕疵あり	
			瑕疵なし	
		地力の低下		
		付加財産	使用価値率	
			瑕疵あり	
	瑕疵なし			
	除去財産			
	原状回復箇所	地形変更の復旧		
		地力低下の復旧		
		除去財産復旧		
		付加財産の撤去		
		損壊の補修		
変 動 箇 所				
火 災 箇 所				
記 事				

記載方法：

- 1 使用開始時と返還時の状況に異動がある部分のみにつき記載する。ただし、返還財産について、地方防衛局長等が土壌汚染の処理及び実弾、演習弾その他の危険物の処理を実施したときは、その内容を記載する。
- 2 土地、建物、工作物等については、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 使用開始時の状況 使用開始時における財産の種類、数量及び形質
 - (2) 返還時の状況 返還時における財産の種類、数量及び形質
 - (3) 財産引渡方法についての判定 返還財産の異動箇所が次のいずれに該当するかを第2章第2節により判定し記載する。なお、イ、ロ及びハについては、判定の理由の詳細を記事欄に記載しなければならない。
 - イ 現状のまま使用すべきものとして引き渡す箇所（現状引渡箇所）
 - ロ 原状回復を要すべきものとして引き渡す箇所（原状回復箇所）
 - ハ 国の責めに帰することのできない理由（天災地変等）による使用財産の異動による損害で法令の規定により損害賠償責任の認められない原因により滅失及び損壊した箇所（変動箇所）
 - ニ 火災により焼失した箇所（火災箇所）
 - (4) 土壌汚染の処理及び実弾、演習弾その他の危険物の処理の内容 返還財産に係る調査及び処理の方法及び結果
- 3 土地、建物、工作物等の異動明細書の記載は、次に掲げる規定による。
 - (1) 2（1）及び（2）の記載は、一般工事の仕様書の要領に準じて行い、この記載内容によって引渡方法についての判定ができ、かつ、第35条第1項第1号の返還財産評価調書が作成できるように記入する。なお、当該財産の使用開始時の状況によって使用開始前の補修状況が著しく良好又は不良であったと認めた場合はその状況を付記する。
 - (2) （1）の調査にあたり使用開始時の状況を知ることができない箇所については、受領権者の陳述を参酌し地方防衛局長等の認定に基づき記載する。
 - (3) 2（3）の判定は、該当欄に×印を記入する。
 - (4) 第11条により瑕疵ありと認定したものは該当欄に×印を記入し記事欄に瑕疵の部分の詳細を記し、瑕疵のないものは該当欄に×印を記入する。
 - (5) 第11条による利用価値については、該当欄に判定した率を記入する。
 - (6) 現状引渡箇所中瑕疵があると認定し、又は瑕疵がないと認定したもので使用価値の判定をしたものは該当欄にそれぞれ記入する。
 - (7) 第12条による原状回復箇所としての判定を記載するに当たり除去財産の復旧のために付加財産の撤去を必要とする場合は、該当欄に×印を記入する。
 - (8) 発生材の種類、数量、品質及び形質等は、記事欄に記載する。
 - (9) 2（3）のイ、ロ及びハについては、判定の理由の詳細を記事欄に記載しなければならない。
 - (10) 滅失財産については、滅失した日を記事欄に記載する。
 - (11) 2（4）については、記事欄に記載する。

返還財産異動状況明細書(動産)

区分	品目	
使用開始時の形質	数量(単位)	
	規格・寸法・品質	
	制作年月日	
	取得年月日	
	その他評価算定上参考となるべき事項	
返還時の形質	異動についての明細	
破損率		
異動状況の判定	破損物	
	紛失物	
	変動物	
	火災物	
記事		

注：紛失(滅失)物については、破損率を100%とし、破損物については動産破損率判定基準による。

記載方法：

- 1 使用開始時と返還時の状況に異動ある部分のみにつき記載する。ただし、返還財産について、地方防衛局長等が土壌汚染の処理及び実弾、演習弾その他の危険物の処理を実施したときは、その内容を記事欄に記載する。
- 2 動産については、次に掲げる事項並びに破損率及び異動の原因を記載する。なお、破損率については百分率により、(3)については記事欄に記載する。
 - (1) 使用開始時の状況 使用開始時における財産の種類、数量及び形質
 - (2) 返還時の状況 返還時における財産の種類、数量及び形質
 - (3) 土壌汚染の処理及び実弾、演習弾その他の危険物の処理の内容 返還財産に係る処理の方法及び結果

別記第8号様式（第7条関係）

返 還 財 産 現 状 確 認 調 書

契約年月日			使用前		使用中	
F A C No.			用 途		用 途	
返還年月日			使用廃止 財 産 所在地			
所 有 者		土 地		建築面積		物 件
住 所 氏 名		面 積		延べ面積		
調書作成 年 月 日		調書作成者 職 氏 名				
官公側立会 人職氏名		受領者氏名				
種 別	箇所及び名称	数 量	状 況 明 細			

[注意事項]

本調書記載事項につき異議のある場合は、本調書記名の日より10日以内に
還財産引渡時における現状確認についての異議申告書を提出されたい。

防衛局長
防衛支局長^{に返}

別記第9号様式（第7条関係）

無 償 同 意 書

令和 年 月 日に受領した、下記財産については異動箇所なく、その財産の使用に関する一切の損害賠償等は、今後何らの名義をもってするを問わず要求いたしません。

記

返還財産の表示

契約年月日		返還年月日	
契約番号		返還番号	
受領年月日		返還財産 の名称	
使用前用途			
所在地			
所有者 住所氏名			
使用開始 時の状況			
返還財産の 種類、数量			

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

住 所
氏 名

殿

防衛局管理部長
防衛支局長

国 有 財 産 利 用 調 査 書

令和 年 月 日（契約番号）をもって貴殿から賃借中の土地について、令和 年 月 日に返還する旨駐留軍から予告がありました。同地には下記の国有財産が所在するので、これを購入又は賃借する希望があれば財務局へあつせんしますから、別添の国有財産利用調査回答書に所要事項を福岡財務支局記入の上、令和 年 月 日までに回答して下さい。また、貴殿において利用希望がなく、第三者が当該国有財産の利用を希望する場合、土地を第三者に賃貸又は譲渡する意思があるかどうか、併せて回答して下さい。

なお、詳細については当局（管理部） 課（電話 番）に照会して下さい。

記

国有財産の表示

- 1 区 分
- 2 種 目
- 3 構 造
- 4 数 量
- 5 備 考

添付書類：国有財産利用調査回答書

別記第11号様式（第13条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局管理部長
防衛支局長

国 有 財 産 利 用 調 査 書

貴殿が賃借権（地上権、入会権、永小作権）を有する土地について、令和 年 月 日に返還する旨駐留軍から予告がありましたが、同地には下記の国有財産が
財務局
所在するので、これを購入又は賃借する希望があれば 福岡財務支局へあつせんしま
沖縄総合事務局
すから、別添の国有財産利用調査回答書に所要事項を記入の上、別添の同意書により
土地所有者の同意を得て、令和 年 月 日までに回答して下さい。また、
貴殿において利用希望がなく、第三者が当該国有財産の利用を希望する場合、土地
の第三者に対する転貸等をする意思があるかどうか、併せて回答して下さい。

なお、詳細については、当局（管理部） 課（電話 番）
に照会して下さい。

記

国有財産の表示

- 1 区 分
- 2 種 目
- 3 構 造
- 4 数 量
- 5 備 考

添付書類：1 国有財産利用調査回答書
2 同意書

防衛局管理部長
防衛支局長 殿

住所
氏名

国 有 財 産 利 用 調 査 回 答 書

令和 年 月 日付け 号により貴殿より照会のあったことについて、下記のとおり回答する。

なお、私が国有財産の利用を希望する場合又は私が特定の第三者を指定する場合には、私が受領権者となっている土地について、貴殿に対する利用あつせん期間中の借料相当額は、請求しない。

記

- 1 国有財産の利用希望 有 無
- 2 利用希望の国有財産の所在、地番、地目
- 3 利用希望の国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
- 4 購入、賃借の別
- 5 当該土地に対する私の権利関係
土地所有者、賃借権者、地上権者、入会権者、永小作権者
- 6 第三者が国有財産の利用を希望する場合、当該土地を第三者に対し賃貸、譲渡、転貸等する意思
 有 無
- 7 当該土地を第三者に対し賃貸、譲渡、転貸等する意思がある場合
ア．特定の第三者を指定する。
特定の第三者の住所氏名
イ．特定の第三者を指定しない。
- 8 備考

注：所要事項を記入し不要の字句は、消して下さい。

別記第13号様式（第14条関係）

国 有 財 産 利 用 あ っ せ ん 公 告

今般、下記国有財産について駐留軍からの返還が予定されています。これを現状のまま利用することを希望する方には当局において 福岡財務支局へあっせんします
財務局
沖縄総合事務局
から、その国有財産の所在する土地の所有者及び関係人の同意を得て、令和 年
月 日までに当局（管理部） 課まで連絡して下さい。

令和 年 月 日

防衛局
防衛支局

記

- 1 国有財産の所在地
- 2 土地所有者及び関係人の住所氏名
- 3 国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
備考

別記第14号様式（第14条関係）

令和 年 月 日

防衛局管理部長
防衛支局長 殿

住所
氏名

利 用 あ つ せ ん 申 請 書

令和 年 月 日付け公告のあった国有財産の利用あつせんを下記により希望する。

記

- 1 利用希望の国有財産の所在、地番、地目
- 2 利用希望の国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
- 3 購入、賃借の別
- 4 備考

別記第15号様式（第14条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局管理部長
防衛支局長

国 有 財 産 利 用 調 査 書

今般、駐留軍から返還予定の下記国有財産について、現状のまま利用する希望があれば、当局において ^{財務局} 福岡財務支局へあつせんしますから、別添の国有財産利用調査 ^{沖縄総合事務局}

回答書に所要事項を記入の上、別添の同意書により、その国有財産の所在する土地の所有者及び関係人の同意を得て、令和 年 月 日までに回答して下さい。

なお、詳細については、当局（管理部） 課（電話番）に照会して下さい。

記

- 1 国有財産の所在地
- 2 土地所有者及び関係人の住所氏名
- 3 国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
備考

- 添付書類： 1 国有財産利用調査回答書
2 同意書

別記第16号様式（第15条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

財務局長
福岡財務支局長 殿
沖縄総合事務局長

防衛局長
防衛支局長

国 有 財 産 利 用 あ っ せ ん 書

令和 年 月 日に駐留軍から返還されるFACNo. (施設名)に所在する当局所管の国有財産について、下記のとおり利用希望があったので、あっせんします。

なお、あっせんの結果については、返還日後30日以内に通知願います。この期間内に結果が確定しないときは、その折衝の経緯について、連絡願います。

記

- 1 利用希望者の住所氏名
- 2 利用希望者の土地に対する権利関係
- 3 国有財産の所在、地番、地目及び所有者又は関係人の住所氏名
- 4 国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
備考
- 5 購入、賃借等の別
- 6 備考

添付書類：

別記第17号様式（第15条関係）

令和 年 月 日

防衛局管理部長 殿
防衛支局長

住所
氏名

同 意 書

私が所有する（賃借権、地上権、入会権、永小作権を有する）土地に所在する国有財産を、下記により貴局において利用あつせんすることに異議はない。

なお、あつせんが成立した場合には、下記土地の売買（賃貸借 ）契約を利用希望者との間に結ぶ予定であるから、併せてお知らせする。

記

- 1 利用希望者の住所氏名
- 2 土地の所在、地番、地目
- 3 国有財産の表示
区分
種目
構造
数量
備考

注：所要事項を記入し、不要の字句は、消して下さい。

別記第18号様式（第18条関係）

国 有 財 産 利 用 あ っ せ ん 報 告 書

防衛局

防衛支局

FAC No.	施設名	返還 年月日 又は 返還 予告 年月日	国有財 産利用 調査等 年月日	利 用 希 望 者 氏 名	国有財産利用あっせん書						利用あっ せん状況	備考
					年月日	区分	種目	構造	数量	購入 賃借 } の 別		

記入要領

- 1 国有財産利用あっせん書1件を1事案とし、その事案ごとに列記すること。
- 2 国有財産利用調査等年月日欄には、上段に国有財産利用調査書の年月日を、下段に括弧書で国有財産利用調査回答書又は利用あっせん申請書の年月日を記入すること。
- 3 利用希望者氏名欄には、上段に利用希望者氏名を、下段に括弧書で土地所有者、関係人又は第三者の別を記入すること。
- 4 国有財産利用あっせん書欄には、国有財産利用あっせん書に記載されている各事項を記入すること。
- 5 利用あっせん状況欄には、あっせんの成否及びその理由並びにあっせんの終了年月日を詳細に記入すること。
- 6 備考欄には、当該国有財産の国有財産台帳の登録年月日及び台帳価格を記入すること。
- 7 用途により不用の字句は、消すこと。

別記第19号様式（第23条関係）

国有財産取壊条件付売払公告

今般、下記により、取壊し及び搬出を条件とした国有財産の売払を行います。

記

- 1 入札方法：一般競争入札
- 2 売払物件：
- 3 入札場所：
- 4 入札期日：
- 5 入札心得書及び契約書を示す場所：
- 6 入札保証金：

なお、競落者が契約を結ばないときは、入札保証金は国庫に帰属する。

7 現場説明：

8 その他注意事項：

ア 入札執行後は、入札心得書の内容等を知らなかったことを理由として故障を申し立てることはできないから留意すること。

イ 入札当日は、印鑑を携行すること。

ウ 詳細は、防衛局 防衛支局 課（電話 ）に照会すること。

以上公告いたします。

令和 年 月 日

防衛局
防衛支局

物件の表示

区分	物件所在地	種 目	構 造	数 量	備 考

別記第20号様式（第24条関係）



財 産 売 買 契 約 書

売渡人国（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、売買物件を取り壊して搬出することを条件とし、次の条項により売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地：

区分：

種目：

数量：

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に金 円の契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第15条及び第17条に定める賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

（工事工程表の提出）

第4条 乙は、本契約締結後直ちに工事工程表及び現場代理人指名通知書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（代金の支払）

第5条 乙は、令和 年 月 日までに、甲の発行する納入告知書により売買代金を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 乙が売買代金を完納した時は、売買物件の所有権は、甲から乙に移転し、甲は、当該物件を乙に現状のまま引き渡すものとする。

（管理責任）

第7条 乙は、本契約締結の時から売買代金の完納の時まで、善良なる管理者の注意をもって、売買物件を管理しなければならない。

（取壊し及び搬出の期限）

第8条 乙は、令和 年 月 日までに、売買物件を取り壊し、搬出しなければならない。

（工事の施工）

第9条 乙は取壊しに着手したときは、直ちに甲に工事着手届を提出しなければならない。

2 乙及びその代理人は、工事の施工について甲の監督指示に従わなければならない

い。

(工事監督員)

第10条 甲の指定する工事監督員は、契約書、図面、仕様書及び工事工程表に定められた事項の範囲内において工事の施工につき乙及びその代理人を監督する。

(跡地の整理)

第11条 乙は、自己の負担において跡地の整理を行わなければならない。

2 跡地の整理は、仕様書の定めるところにより行い、甲の指定する工事監督員の指示に従うものとする。

(完成検査)

第12条 乙は、工事を完了したときは、甲に完成届を提出し、甲の指定する工事検査員の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修工事を実施し、甲の指定する工事検査員の再検査を受けなければならない。

(乙の請求による期限の延長)

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰すことができない理由により、第8条に定める期限までに工事を完了することができないおそれがあるときは、遅滞なく、甲に対してその理由を付して期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日は、甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担等)

第14条 乙は、本契約締結後、売買物件が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又はき損しても甲に対して売買代金の減額又は免除の請求をすることができないものとする。

2 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた欠陥があることを発見しても、甲に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができないものとする。

(工事遅滞の場合における遅延賠償金)

第15条 甲は、乙がその責に帰すべき理由により第8条に定める期限までに工事を完了することができない場合で期限後に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収することを条件として期限を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金は、乙の遅延日数1日につき金 円とし、甲の発行する納入告知書により支払うものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がその責に帰すべき理由により本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は、国庫に帰属する。

2 乙は、前項の規定により本契約が解除されたときは、売買物件を甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

3 甲は、前項の規定により売買物件の返還を受けたときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

4 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(損害の賠償)

第17条 乙は、前条第1項の規定により本契約が解除された場合において甲が損害を受けたとき、その他、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、売買物件の取壊しその他の作業により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(遅滞金)

第18条 乙は、売買代金又は本契約から生ずる賠償金を指定の期限までに納付しないときは、その遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した遅滞金を甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その賠償金に係る債権の全部又は一部と売買代金返還債務を相殺するものとする。

(契約保証金の還付)

第20条 甲は、乙が本契約に定めるすべての債務を履行したときは、遅滞なく、契約保証金を乙に還付するものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 本契約に関して当事者間に紛争を生じたときは、甲乙十分協議するものとする。

2 本契約に関する訴訟は、防衛局
防衛支局の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければならない。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人：国

契約担当官

官 職

氏 名

①

買受人：住 所

氏 名

①

別記第22号様式（第24条関係）

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

買受人
住所
氏名

現場代理人指名通知書

工事件名：

現場代理人氏名	種 別	備 考

上記のとおり現場代理人を指名したので、略歴書を添えて通知します。

別記第23号様式（第25条関係）

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

買受人
住所
氏名

工 事 着 工 届

- 1 工事件名：
- 2 売買金額：
- 3 工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 着工：令和 年 月 日

上記のとおり工事に着工したのでお届けする。

別記第25号様式（第30条関係）

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

買受人
住所
氏名

工 事 完 成 届

1 工事件名：

2 売買金額：

3 工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 完成：令和 年 月 日

上記のとおり工事を完成したからお届けする。

別記第26号様式（第30条関係）

完 成 検 査 調 査 書

- 1 F A C No. 及び施設名：
- 2 工事件名：
- 3 売買金額：
- 4 工 期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 買 受 人：住 所
氏 名
- 6 検 査：令和 年 月 日
- 7 工事検査員：官職氏名
- 8 立 会 人：官職氏名
- 9 補修工事：

別記第27号様式（第30条関係）

令和 年 月 日

工事検査員

官 職

氏 名

完 成 検 査 報 告 書

工事件名：

上記工事の完成検査につき、令和 年 月 日現場について検査した結果、
契約書、仕様書等のおり完成したものと認めます。

よって、別記完成検査調書のおり報告します。

添付書類：完成検査調書

別記第28号様式（第31条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方協力局長 殿

防衛局長
防衛支局長

工 事 完 成 報 告 書

- 1 F A C No. 及び施設名：
- 2 工事件名：
- 3 売買金額：
- 4 工事完成：令和 年 月 日
- 5 買受人：住所
氏名
- 6 完成工事概要：
上記の工事が完成したので報告する。

別記第29号様式（第33条関係）

原 状 回 復 費 申 請 書

防衛局長
防衛支局長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）返還に伴い、従前の用途に使用するに必要な当該財産の原状回復工事に必要な費用を下記により申請する。

記

財産所在地		契約番号		FAC No.	
使用開始年月日		返還年月日			
返 還 番 号		引渡年月日			
財 産 の 表 示	種 別				
	構 造				
	数 量				
	延べ面積				
使用前用途		使用後用途			
備 考					

復 帰 移 転 旅 費 申 請 書

防衛局長
防衛支局長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）返還に伴い、その復帰移転に要する旅費を下記により申請する。

記

使用開始時の移転先				
復帰移転後の居住地				
復 帰 移 転 す る 人 員 の 明 細	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
旅行出発年月日				
出 発 地		経 路		到着地
利 用 交 通 機 関				

注：備考欄には、家族中、学生の身分を有する者があれば、その旨を記入すること。

動 産 復 帰 移 転 費 申 請 書

防衛局長
防衛支局長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）返還に伴い、その復帰移転に要する経費を下記により申請する。

記

動 産 の 現 所 在 地		契 約 番 号			
復 帰 移 転 後 の 所 在 地		F A C No.			
利 用 運 送 、 荷 造 期 間					
発 送 地		経 路	到 達 地		
復産 帰の 移明 転細 を 要 す る 動	種 別	寸 法	数 量	単 位	備 考

注：利用運送、荷造機関には、会社名を記入すること。

管 理 費 申 請 書

防衛局長
防衛支局長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）返還に伴い、
従前の用途に使用するに必要な当該財産の原状回復工事等の期間に対する管理費を下記により申請する。

記

財産所在地		契約番号	F A C No.
使用開始年月日		返還年月日	
返 還 番 号		引渡年月日	
財 産 の 表 示	種 別		
	構 造		
	数 量		
	延 べ 面 積		
	1 日 当 たり 賃 貸 料		
使用前用途		使用后用途	
備 考			

別記第33号様式（第33条関係）

境界設定費支払申請書

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

申請者（ほか 名代理人）

住 所

氏 名

令和 年 月 日返還された 所在の 以下 名の所有に係る土地の境界が駐留軍の使用により不明となっているため、関係土地所有者において境界を設定したいので、境界設定費の支払方を申請する。

添付書類：1 土地所在付近見取図

2 関係土地の公図

3 委任状

特別管理費申請書

防衛局長
防衛支局長 殿

申請者
住所
氏名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）
返還に伴い、返還後貴局において実施した の期間に対する
特別管理費を、下記により申請する。

記

財産所在地					
使用開始年月日		契約番号	F A C No.		
返還年月日		返還番号			
財産 の 表 示	種別				
	構造				
	数量				
	延べ面積				
	1日当たり 賃借料				
特別管理費申請額		特別管理費申請期間	年 月 日～ 年 月 日 (日)		
備考					

別記第34号の2様式（第33条関係）

支 障 除 去 期 間 補 償 金 申 請 書

防衛局長
防衛支局長 殿

申 請 者
住 所
氏 名

令和 年 月 日私儀 に係る 所在の（施設名）
返還に伴い、返還後貴局において実施した の期間に対する
支障除去期間補償金を、下記により申請する。

記

財 産 所 在 地				
使用開始年月日		F A C		
		No.		
返 還 年 月 日		返 還 番 号		
財 産 の 表 示	種 別			
	構 造			
	数 量			
	延 べ 面 積			
	1 日 当 たり 賃 借 料			
補 償 金 申 請 額		補 償 申 請 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
			(日)	
備 考				

返 還 財 産 評 価 調 書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

整 理 番 号		責 任 者		課長	係長	係員					
所有者住所氏名		査 定 額	損失補償額		使用開始 年 月 日	FAC No.					
返還財産所在地			利得求償額		返還年月日	返還番号					
種 別	構造又は規格	数 量 (延べ面積)	原状回復箇所		現 状 引 渡 箇 所			損失額	利得額	備 考	既払補償 金又は 見舞金
			原 状 回復額 (+)	発生材 価 格 (-)	開始時 価 格 (+)	返還時 価 格 (-)	補修費 (+)				
土 地 建 物 設 備 工 作 物 動 産 計											

注：1 土地、建物、工作物及び動産の別に一括して記入する。

2 損失補償額及び利得求償額と利得額の差引きを記入するものとし、円未満は四捨五入する。

3 動産の場合は、種別、構造、数量及び損失額の欄のみを記載する。

別紙1 開始時の価格算出表

2 返還時の価格算出表

3 発生材価格算出表

4 原状回復費、開始時の価格、返還時の価格、補修費算出内訳表

5 動産損失額算出内訳表

6 新取得費算出内訳表

復 帰 移 転 旅 費 補 償 調 書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

申 請 者				使用開始時の移転先															
住 所 氏 名				復帰移転後の居住地															
財 産 引 渡 期 日				復 帰 期 日															
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 運 賃				航 空 機	船 賃				車 賃		宿 泊 費		食 卓 費	
					路 程	運 賃	急 行 料 金	計	運 賃	路 程	運 賃	急 行 料 金	計	定 額	実 費	夜 数	定 額	夜 数	定 額
					キ ロ メ ー ト ル	円	円	円	円	キ ロ メ ー ト ル	円	円	円	円	円	夜	円	夜	円
家 族 等 の 旅 費	区 分			人 員	鉄 道 賃	航 空 機	船 賃	車 賃	宿 泊 料	食 卓 費	合 計								
	12歳以上			人	円	円	円	円	円	円	円								
	6歳以上																		
	12歳未満																		
	6歳未満																		
計																			
復 帰 移 転 旅 費 補 償 額																			
備 考																			

動 産 復 帰 移 転 費 補 償 調 書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

申請者住所氏名								契約番号					
返還時における動産の所在地								F A C					
								No.					
復帰移転後の動産の所在地													
利用運送・荷造機関				発送地		到達地		運搬 キロ数					
財産引渡期日													
移 転 の 方 法													
動産の復帰移転費 明細	種別	寸法	数量	重量	容量	荷造材料	運搬車両	人夫数	その他	荷造費	その他の経費	返還時における動産の時価	合計

注：1 復帰期日欄には、動産が返還された建物に最終的に移転を完了した日を記入すること。

2 利用運送、荷造機関欄には、会社名を記入すること。

動産復帰移転費補償調書（倍率算定によるもの）

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

申 請 者 住 所 氏 名			契 約 番 号				
返 還 時 に お け る 動 産 の 所 在 地			F A C No.				
復 歸 後 の 動 産 の 所 在 地							
利 用 運 送 、 荷 造 機 関		発 送 地		到 達 地		キ ロ 数	
使 用 開 始 年 月 日		返 還 年 月 日		動 産 移 転 期 日			
使 用 開 始 時 に 補 償 し た 動 産 の 移 転 費		倍 率		復 歸 移 転 費			
金 額	算 定 時 期			(円)			
備 考							

管 理 費 補 償 調 書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

申請者住所氏名			契約番号	
使用開始年月日		返還年月日		
財産所在地				
1日当たり賃借料				
財産の構造概要				
原状回復工事を要する箇所の概要				
補修工事を要する箇所の概要				
工事所要日数				
管理費補償額		管理費補償日数		
備 考				

別記第40号様式（第35条関係）

境界設定費補償調書

令和 年 月 日

調書作成者

所属

部

課

官職

氏名

土地所在地			
代理人氏名		調書作成年月日	
返還年月日		F A C No.	
使用中用途		使用開始年月日	
土地面積		使用前用途	
地目		関係土地所有者数	
返還時状況明細 :			
境界設定費補償額 :			
特記事項 :			
(査定上留意すべき点等)			
関係土地所有者の希望事項 :			
添付書類 :			
1 付近見取図			
2 公図			
3 関係土地所有者氏名			
4 補償額積算内訳書			

別記第41号様式（第35条関係）

特別管理費補償調書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

受領権者氏名		契約番号	
使用開始年月日		返還年月日	
財産所在地			
1日当たり賃借料			
財産の構造概要			
あつせんに関係した 箇所 <small>又は原形復旧工 及び</small> 事等を要した箇所の 概要			
工事等所要期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日）		
特別管理費補償額		特別管理費補償期間	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）
備 考			

別記第41号の2様式（第35条関係）

支 障 除 去 期 間 補 償 金 調 書

令和 年 月 日

調書作成者

所 属 部 課

官 職

氏 名

受領権者氏名			
使用開始年月日		返還年月日	
財産所在地			
1日当たり賃借料			
財産の構造概要			
あつせんに関係した 箇所又は原形復旧工 事等を要した箇所の 概要			
工事等所要期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日）		
補 償 額		補 償 期 間	年 月 日～ 年 月 日 （ 日）
備 考			

別記第42号様式（第40条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

損 失 補 償 額 決 定 通 知 書

令和 年 月 日に申請のあった 費を、下記のとおり
の金額と決定したので、当該金額に異議のないときは、別添の補償額同意書に記名の上、
当局へ提出願います。

記

一 金 円 也

添付書類：補償額同意書

別記第43号様式（第40条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

返 還 財 産 評 価 通 知 書

令和 年 月 日に申請のあった 費について、損失補償額
がないことに決定したので、これに異議のないときは、別添の返還財産評価同意書
に記名の上、当局に提出願います。

添付書類：返還財産評価同意書

補償額同意書

一 金

円 也

令和 年 月 日付け 号により通知のあった補償額は、頭書の金額で異議なく、この金額受領の上は当該財産使用に関する一切の損害賠償等は今後何らの名義をもってするを問わず要求いたしません。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

住 所
氏 名

別記第45号様式（第40条関係）

返 還 財 産 評 価 同 意 書

令和 年 月 日付け 号により通知のあった補償金のない
ことに異議なく、当該財産使用に関する一切の損害賠償は今後何らの名義をもって
するを問わず要求いたしません。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

住 所
氏 名

特別管理費補償契約書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、土地等を日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供したことによって生じた損失につき、
を甲とし、国を乙として、甲乙間において、下記条項により補償契約を締結する。

第1条 乙は、特別管理費を補償するため、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号）に基づき算定した下記補償期間にかかる補償金額を、甲に支払う。

（補償項目） 年 月 日～ 年 月 日（ 日）

（補償金額） 円

第2条 甲は、前条の補償につき甲以外の権利者があるときは、甲においてこれを解決し、乙に対しては、前条の補償金以外には、一切請求をしない。

第3条 第1条の補償金額は、甲の支払請求があった後、30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

2 乙は、上記30日以内に補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の支払遅延利息を甲に支払うものとする。

3 前項の遅延利息は、同法に基づき、財務省告示の定める利率によるものとする。

第4条 甲は、第1条の補償項目に関し、同条に定めた金額以外は、将来において一切補償金の請求をしない。

第5条 この契約に基づく補償金に関し、当事者間に紛争を生じ、双方の協議により解決しないときは、防衛施設地方審議会の意見を徴し、甲乙協議して決定する。

第6条 この契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。この契約を証するため、契約書2通を作成し、各記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名 ⑩
乙 国
支出負担行為担当官
防衛局長
防衛支局長
氏 名 ⑩

文 書 番 号
令 和 年 月 日

殿

沖縄防衛局長

補償額決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった支障除去期間補償金を、下記のとおり金額と決定したので、通知します。

つきましては、支払の手続をとるので、添付の請求書に記名の上、提出願います。

記

一 金 円 也

添付書類：請求書

注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照ください。

（裏面）

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
防衛支局長

返 還 財 産 求 償 額 決 定 通 知 書

令和 年 月 日返還した 所在の財産について、
貴殿立会いの上作成した引渡調書に基づき評価し、貴殿の負担額を下記のとおり決定したので、御同意願います。

なお、当該金額の納付まで当該財産を当該納付金額の担保とすることを併せて御同意願います。

以上について異議のないときは、別添の返還財産求償額同意書に記名の上、提出願います。

記

一 金 円 也

添付書類：返還財産求償額同意書

返 還 財 産 求 償 額 同 意 書

一 金 円 也

令和 年 月 日返還された 所在の

については当該財産の評価の結果による私の負担すべき金額は、頭書の金額で異議なく、同金額は政府の指定する期日までに納付いたします。

なお、同金額を納付するまでは上記財産を同金額の担保とすることに同意いたします。

令和 年 月 日

防衛局長 殿
防衛支局長

住 所
氏 名

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

再審査要求者の住所
氏名

損失補償額（利得求償額）再審査要求書

令和 年 月 日付け 号により通知のあった下記返還財産の補償額（利得額）は、少額（多額）に失すると思われるので、再審査をお願いします。

記

- 1 契約番号
- 2 返還財産種別
- 3 返還財産所在地
- 4 返還財産名称
- 5 補償額（利得額）決定通知年月日
- 6 通知された内容及び補償額（利得額）
- 7 希望する内容及び補償額（利得額）
- 8 再審査を要求する理由
- 9 その他参考となる事項